

昭和二十九年建設省令第三十五号

建設機械抵当法施行規則

建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第四條第一項、第八條第一項、第九條第三項及び第十二條の規定に基き、並びに建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）を実施するため、建設機械抵当法施行規則を次のように定める。

（申請書の提出）

第一条 建設機械抵当法施行令（以下「令」といふ。）第四条に規定する申請書及びその副本は、国土交通大臣の許可を受けた建設業者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた建設業者にあつては打刻又は検認の際当該建設機械が所在する地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（申請書の様式）

第二条 令第四条に規定する申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

（建設機械の仕様）

第二条の二 令第四条第一項第一号に規定する国土交通省令で定める仕様は、別表第一のとおりとする。

（打刻の記号の様式及び打刻の位置）

第三条 令第八条第一項に規定する打刻は、別表第二に定める位置に、別記様式第二号により行わなければならない。この場合において、打刻の番号は、同一暦年中においては、重複してはならない。

（建設機械打刻証明書等の様式）

第四条 令第九条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が交付する建設機械打刻証明書及び建設機械打刻検認証明書の様式は、それぞれ別記様式第三号及び第四号のとおりとする。

（変更等の届出）

第五条 令第十二条第一項第一号に該当する場合には、別記様式第五号により、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 変更事項及びその内容
- 二 変更の原因
- 三 変更の年月日

2 令第十二条第一項第二号に該当する場合には、別記様式第六号により、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 滅失し、又は解体された建設機械の名称、型式及び当該建設機械に打刻された記号

- 二 滅失又は解体の事由
- 三 滅失又は解体の年月日

（施行期日）

1 この省令は、建設機械抵当法の施行の日（昭和二十九年十一月十四日）から施行する。

（申請書の提出）

2 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で打刻又は検認の申請をしようとする者は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、打刻又は検認の際当該建設機械が所在する地を管轄する都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

（建設機械打刻証明書等の様式の準用）

3 第四条の規定は、前項の規定により申請書の提出を受けた都道府県知事が建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書を交付する場合に準用する。

（施行期日）

附則（昭和二十九年二月六日建設省令第三十六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年二月二十五日建設省令第三十四号）  
この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則（昭和四〇年七月二〇日建設省令第二十四号）  
この省令は、昭和四十年八月一日から施行する。

附則（昭和四七年一月一八日建設省令第一号）抄  
この省令は、昭和四十七年五月二一日建設省令第一六号）

この省令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四八年六月一日建設省令第一号）  
この省令は、昭和四十八年六月一日から施行する。

附則（平成元年三月二七日建設省令第三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月二三日建設省令第四号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附則（平成二二年一月二〇日建設省令第四一号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）  
（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一

Table with 2 columns: 種類 (Type) and 仕様 (Specifications). Rows include 掘削機 (Excavator), 連続式掘削機 (Continuous Excavator), and ト掘削機 (Tracked Excavator).

2 基礎くい打ち機及びびくくい抜き装置の公称重量又は起振力

3 やぐらの型式

1 公称吐出量

2 常用吐出圧力

3 縦型又は横型の別

4 ブランジャヤの数

5 ミキサの公称混練容量及び数

1 走行装置の型式

2 やぐらの高さ

1 種類

2 公称最大掘削直径及び掘削深さ

3 定置式又は可搬式の別

1 オアース使用できる最大のオアース径

2 地下連公称掘削幅及び掘削深さ

3 連続壁施工用機

1 自重

2 走行装置の型式

3 伝動方式

1 自重

2 走行装置の型式

3 伝動方式

4 リッパを有するものにあつては、その型式

1 バケットの公称容量

2 自重

3 走行装置の型式

4 伝動方式

1 公称積載容量

2 操作方式

3 自走式又は被牽引式の別

1 種類

2 自重

3 車軸数



備考 この表において次の各号に掲げる仕様は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 種類 次に定めるところによる。  
イ くい打ち機及びくい抜き機にあつては、ジゼルハンマー、パイプロハンマー等の別  
ロ 大口径掘削機にあつては、ベノト、リバスサーキュレーションドリル、アーバードリル等の別  
ハ 機関車にあつては、電気機関車、ジゼル機関車等の別  
ニ デリククレーンにあつては、ガイドリククレーン又はステイフレググレーン等の別  
ホ クラッシュヤーにあつては、ジョークラッシュヤー、ジャイレクトトリックラッシュヤー、コンクラッシュヤー、ロールクラッシュヤー、インパクトクラッシュヤー、ロッドミル又はボールミルの別

13	その他	6 骨材積込装置の型式
7	コンクリートポンプを有するものにあつては、その公称排送能力	
6	移動式又は固定式の別	
5	振動くい打ち機及びケーシングパイプの数	
4	船体の長さ、幅及び深さ	
3	容量	
2	側開き又は底開きの別	
1	船体の長さ、幅及び深さ	
2	公称積載重量	
1	船体の長さ、幅及び深さ	
2	常用圧力及び総排気量	
1	定置式又は可搬式の別	
2	シリンダーの型式及び数	
3	圧縮段数	
4	アンローダーの型式	
5	エアフィルターを有するものにあつては、その型式	
6	エアフィルターを有するものにあつては、その型式	
7	アフタークーラーを有するものにあつては、その型式	
8	オイルセパレーターを有するものにあつては、その型式	

1	掘削機械	名称	打刻の位置
1	掘削機械	シヨベル系	キャットフレームの連続式バケツ掘削機
1	掘削機械	主フレームの側面	掘削機
1	掘削機械	掘削機	連続式バケツ掘削機

別表第二

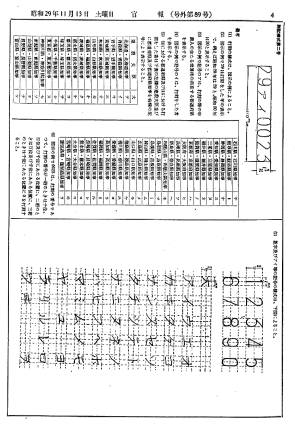
へ 選別機にあつては、トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシュフライヤーの別  
ト ウォッシャーにあつては、ドラムウォッシャー又はスクリーンウォッシャーの別  
チ セメント空気輸送機にあつては、フラクツリー輸送機又はキニオンポンプの別  
リ コンクリートプラントの供給装置にあつては、カットオフゲート、エプロンフイーダー等の別  
ヌ しゅんせつ船にあつては、ポンプしゅんせつ船、デイツバールしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船の別  
二 走行装置の型式 装軌式、装輪式、レール式等の別  
三 伝動方式 ジゼル機関直結式、ジゼル機関流体トルクコンバーター式、ワードレオナード式、ジゼルエレクトリック式、Vベルト掛式等の別  
四 操作方式 油圧式、機械式等の別  
五 くい打ち機及びくい抜き機のやぐらの型式 回転式、移動式等の別  
六 ケーブルクレーンの巻上げ方式 リジヤウツド型、プライヘルト型等の別  
七 ボーリングマシンの錘の推進方式 油圧式、手動式等の別  
八 トンネル掘進機のカッターの型式 バイト型、ディスク型、ギヤ型等の別  
九 コンクリートプラントの供給方式 電動機式、圧縮空気式、手動式等の別  
十 コンクリートプラントの計量装置の操作方式 全自動式、半自動式、手動式等の別  
十一 コンクリートスプレッターの敷きならし装置の型式 スクリュー式、ボックス式等の別  
十二 しゅんせつ船の公称能力 ポンプしゅんせつ船にあつては排砂管の直径、デイツバールしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船にあつてはバケツの公称容量

2	基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	ハンマー、起振機又はくい抜き装置の側面
3	トラクタ類	トラクタ	主フレームの側面
4	運搬機械	スクレーパー	ドラフトヨークの側面
5	起重機械	ジブクレーン	主フレームの側面
6	ボーリング機械	ボーリングマシン	主ウインチフレームの側面
7	トンネル掘削機	エレベーター	階段表示板の隣接側面
8	整地・締め固め機械	スタビライザー	主フレームの側面
9	砕石・選別機械	スクリーン	主フレームの側面
10	コンクリート機械	コンクリートポンプ	主フレームの側面

1	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進用主原動機ベツ
2	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機
3	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機
4	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機
5	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機
6	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機
7	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機
8	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機
9	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機
10	トンネル掘進機	シールド掘進機	掘進機

13 その他	空気圧縮機	作業台船	土運船	サンドドレ イン船	サンドドレ 船	トミキサー 船	コンクリー ミキサー	くい打ち船	起重機船	砕岩船	船	しゅんせつ 船	トペーパー	コンクリー ダー	トスプレッ ター	コンクリー シャー	トフイニッ ク	トクツカー	アシファル ト	アシファル ト	トフイニッ ク	アシファル ト	アシファル ト	アジテータ ー	コンクリー トポンプ	コンクリー トプレーサ	コンクリー
																								側面	側面	側面	側面

別記様式第一号  
(略)  
別記様式第二号



別記様式第三号

別記様式第三号 (第4条)

建設機械打刻証明書

(契印)

(用紙A4)

所有者の氏名又は名称		所有者の住所又は 主たる事務所の所在地	証明 書 打刻番号	打証番号
建設機械の名称		型 式		
仕 様		製造者名		
		製造年月		
		製造番号		
		種類及び定格出力		
原 動 機		製造者名		
		製造年月		
		製造番号		
		自動車登録番号		
打刻した記号		打刻の年月日	平成 年 月 日	
上記のとおり証明する。 平成 年 月 日 国土交通大臣 印				

別記様式第四号

別記様式第四号 (第4条)

建設機械打刻検認証明書

(契印)

(用紙A4)

所有者の氏名又は名称		所有者の住所又は 主たる事務所の所在地	証明 書 打刻番号	打検証番号
建設機械の名称		型 式		
仕 様		製造者名		
		製造年月		
		製造番号		
		種類及び定格出力		
原 動 機		製造者名		
		製造年月		
		製造番号		
		自動車登録番号		
検認した記号		検認の年月日	平成 年 月 日	
上記のとおり証明する。 平成 年 月 日 国土交通大臣 印				

別記様式第五号  
(略)  
別記様式第六号  
(略)  
別記様式第七号  
(略)

(略)